

**えひめ子ども・若者育成ビジョン**  
(令和3年度～7年度)

令和3年9月

愛媛県青少年対策本部

# えひめ子ども・若者育成ビジョン 目次

## 第Ⅰ章 ビジョンの趣旨

- 1 策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 ビジョンの期間 . . . . . 1
- 3 ビジョンの性格・位置づけ . . . . . 1
- 4 ビジョンが対象とする子ども・若者 . . . . . 2

## 第Ⅱ章 子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性

- 1 少年非行 . . . . . 3
- 2 いじめ、不登校、中途退学 . . . . . 4
- 3 若者の就労 . . . . . 4
- 4 子どもの貧困 . . . . . 5
- 5 ひきこもり . . . . . 6
- 6 インターネット上の違法・有害環境 . . . . . 7

## 第Ⅲ章 基本方針

- えひめ子ども・若者育成ビジョン体系図 . . . . . 8

## 第Ⅳ章 具体的施策の推進

### たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進

- (1) 「生きる力」を育む教育の推進 . . . . . 10
  - ア 心豊かな人間の育成
  - イ 確かな学力の定着と向上
  - ウ 健康教育の充実
  - エ 読書活動と生涯学習の推進
  - オ 生徒指導推進体制の充実
  - カ 「少年の日」による自己確立の促進
  - キ 情報・消費など社会環境の変化への対応
  - ク グローバル社会で活躍する人材の育成
  - ケ ESD の推進
- (2) 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進 . . . . . 13
  - ア 青少年スポーツ活動の推進
  - イ 体験活動の推進
  - ウ 青少年の社会参加活動の推進
  - エ 青少年の政治参画の促進
  - オ スポーツ・文化活動の次世代育成
- (3) 青少年の社会的・職業的自立の支援 . . . . . 14
  - ア 学校における進路指導の充実
  - イ 職場体験活動の充実
  - ウ 就職支援の充実
  - エ ニート（若年無業者）支援体制の整備
  - オ 職業能力の開発

## 困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進

- (4) それぞれの困難な状況に応じた支援 ・ ・ ・ ・ 16
  - ア 障がいのある青少年等の支援
  - イ 発達障がいのある青少年の支援
  - ウ 障がいのある青少年の就労支援
  - エ 子どもの貧困に対する支援
  - オ ひきこもり等支援策の充実
  - カ 不登校等への適切な対応
  - キ 学校における教育相談の充実
  - ク その他の配慮が必要な子ども・若者の支援
- (5) 非行・被害防止対策の強化 ・ ・ ・ ・ 19
  - ア 少年補導活動への支援と相互連携
  - イ 少年非行・被害防止活動の推進
  - ウ 非行少年の立ち直り支援の推進
  - エ いじめへの適切な対応
  - オ 児童虐待防止体制の強化
  - カ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止
  - キ 被害少年保護対策の推進
  - ク 性暴力被害の防止
- (6) 覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進 ・ ・ ・ ・ 22
  - ア 関係機関・団体との連携強化
  - イ シンナー等取扱業者等への指導
  - ウ 啓発活動の強化
  - エ 薬物相談等の充実
  - オ 街頭補導、サイバーパトロールの強化

## 子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備

- (7) 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実 ・ ・ ・ ・ 24
  - ア 温かい家庭づくりの推進
  - イ 家庭の教育力の向上
  - ウ 子育て支援体制の充実強化
  - エ 男女共同参画による家庭づくりの推進
  - オ 家庭教育上の相談活動の充実
- (8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進 ・ ・ ・ ・ 25
  - ア 青少年団体の育成と指導者の養成確保
  - イ 地域と連携した学校教育の充実
  - ウ 拠点整備の推進
  - エ 子どもの居場所づくり
  - オ 青少年育成県民運動の推進
  - カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体制の強化
  - キ 青少年対策関係機関の連携強化
  - ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着
  - ケ 青少年施策に関する情報提供
  - コ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援
- (9) 有害な環境の浄化活動の推進 ・ ・ ・ ・ 28

- ア 環境浄化活動の促進
- イ 関係業者の指導強化と自主規制の促進
- ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携
- エ インターネットの適正な利用の促進
- オ 各種法令等による規制

## 第V章 ビジョンの推進・目標

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 1 県の推進体制        | ．．．．30 |
| 2 市町に期待されている役割  | ．．．．30 |
| 3 家庭に期待されている役割  | ．．．．30 |
| 4 地域に期待されている役割  | ．．．．30 |
| 5 事業者に期待されている役割 | ．．．．30 |
| 6 県民総ぐるみの運動の推進  | ．．．．31 |
| 7 目標            | ．．．．31 |

# 第 I 章 ビジョンの趣旨

## 1 策定の趣旨

本県では、愛媛県青少年対策本部会議において「青少年の健全育成推進方策」に沿って、青少年対策を進めてきましたが、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の子ども・若者育成支援についての計画として、平成23年度に「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を策定し、一人でも多くの子ども・若者の「元気で希望に満ちた愛顔」が見られるよう県民一人ひとりと力をあわせた支援に努めることを目標と定め、さまざまな施策を展開してきました。

また、県民と市町に“より近い”各地方局に設置している地方青少年対策班に、県の相談窓口等及び国や市町の関係機関等を追加して、法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」と位置付けたうえで再設置し、関係機関が連携しながら、適切な支援を行う体制を平成23年10月までに構築し、情報共有を図りながら各種取組を進めてきました。

一方、少子高齢化の進展や厳しい雇用情勢、スマートフォン等の普及による急速な情報化の進展など子ども・若者を取り巻く様々な環境の変化により、ひきこもりなどの社会的自立の遅れや青少年による重大事件、さらに子どもが被害者となる事件が発生するなど、子ども・若者に関わる新たな事案が生じているほか、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行（コロナ禍）による影響も懸念されており、今後、ポストコロナ時代において、社会の形成者として、子ども・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められています。

また、非行少年の再非行等を防止する「再犯の防止等の推進に関する法律」など、新たな法律の制定等も行われている状況にあります。

このような中、「えひめ子ども・若者育成ビジョン（H28～R2年度）」の計画期間が満了となり、また、国においても「子ども・若者育成支援推進大綱」の見直しを行ったことから、社会情勢の変化や国の動向、県の実情などを踏まえた施策を推進するため「えひめ子ども・若者育成ビジョン（R3～R7年度）」を策定することとしました。

## 2 ビジョンの期間

このビジョンの期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化や県・国の関連計画等の動向等に適切にビジョンの推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 3 ビジョンの性格・位置づけ

（1）本県が子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくとともに、県民総ぐ

るみで子ども・若者の健やかな育成を推進するための指針とします。

(2) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

(3) 毎年度、愛媛県教育委員会で策定している「愛媛県教育基本方針」や令和2年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」など、子ども・若者を対象とする他の計画等と連携しながら、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援を推進していきます。

#### **4 ビジョンが対象とする子ども・若者**

このビジョンが対象とする「子ども・若者」の範囲は、0歳から30歳代の年齢層にある者としてします。なお、ビジョンでは「子ども・若者育成支援推進法」にならい、「子ども・若者」という用語を使用していますが、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も使用しています。

## 第Ⅱ章 子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性

### 1 少年非行

#### 【現状・課題】

検挙・補導した少年刑法犯は年々減少傾向にあり、令和2年に本県で検挙・補導した少年刑法犯は232人で、前回本ビジョンを改定した平成26年の814人と比べ582人減少しています。

令和2年の少年刑法犯の特徴については、学職別では、中学生が全体の約3割(31.5%)を占め、依然として非行の中心となっており、罪種別では、窃盗犯が最も多く、全体の約5割(54.3%)を占め、そのうち約6割が万引き、次いで自転車盗となっており、5年前より万引きの割合は低くなっています。また、児童買春・児童ポルノ法違反については、近年、少年特別法犯に占める割合が高止まりしている状況にあります。

一方、少年刑法犯に占める触法少年(14歳未満)の割合は、5年前の24.3%と比べ、令和2年は42.7%と増加傾向にあります。

なお、不良行為で補導した少年については減少傾向にあり、令和2年は1,773人で、5年前の3,106人と比べ1,333人減少しています。

行為別では、喫煙(742人)と深夜はいかい(526人)で全体の7割強(71.5%)を占め、学職別では、有職少年が662人と全体の3割強(37.3%)、高校生が463人と全体の3割弱(26.1%)となっており、次いで中学生、無職少年の順となっており、年齢別では、16歳～17歳が最も多い状況となっています。

これらの要因としては、少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、家庭や地域の教育力の低下に加え、人間関係の希薄化などにより、子どもたちの規範意識や社会性が十分に育成されにくい状態があることや、地域社会の防犯機能の減退などが考えられます。

また、非行の早期対応の充実を図るとともに、非行少年等の立ち直りには、生活や修学の支援、自立に必要な仕事や居場所の確保などが必要とされています。

#### 【取組の方向性】

- ・家庭、学校、地域において、各々の役割を果たすとともに、学校や地域との連携強化や身近な相談体制の充実を図ります。
- ・警察や児童養護施設等における、非行少年の規範意識を養う活動等の充実や、個々の状況に応じた立ち直り支援を受けることができる支援体制の整備に取り組みます。

## 2 いじめ、不登校、中途退学

### 【現状・課題】

文部科学省の調査によると、本県における令和元年度のいじめの認知件数（国公立小・中・高・特別支援学校が対象）は2,372件で、児童生徒1,000人あたり16.5件となり、全国水準の46.5件を下回っている状況にあります。

これを学校種別で見ると、小学校1,432件、中学校783件、高等学校143件、特別支援学校で14件となっています。

また、令和元年度間の不登校児童生徒は、小学校（国公立）では前年度より97人増加して421人、中学校（国公立）では、25人増加して、1,120人となっており、児童生徒1,000人あたりでは14.9人となり、全国平均18.8を下回っていますが、全国的には増加傾向が続いています。

また、高等学校（国公立）においては、文部科学省の令和元年度の調査によると、不登校を理由とする長期欠席者が前年度より31人減少し416人となっており、1,000人当たりの不登校生徒数は、11.9人で、全国水準の15.8人を大きく下回っています。

なお、中途退学者は424人、在籍者数に占める割合（中途退学率）は1.1%で、全国水準を下回っています。

### 【取組の方向性】

- ・学校における教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等の未然防止、早期発見及び適切な対処のための対策を推進します。
- ・身近な場所での相談環境等の整備に取り組みます。

## 3 若者の就労

### 【現状・課題】

若年者の雇用環境については、新規学卒者の就職決定率が改善傾向にある一方で、早期離職率については、高い状況が続いているほか、若年者の非正規雇用比率も依然として高い水準で推移しており、総じてみると厳しい状況が続いています。

愛媛労働局の調査によると、県内の就職後3年以内の離職率は、平成28年度は、高校40.7%、大学33.6%となっているほか、平成29年就業構造基本調査では、県内の若年者（35歳未満）の29.4%が非正規就業者となっています。

ニートの状況にある若者の数は、平成29年就業構造基本調査の推計値では、全国で59万8千人となっており、愛媛県においては、6,400人で、15～34歳人口に占める割合は2.7%で、全国ワースト12位となっています。

また、若年者の雇用環境については、新規学卒者の就職決定率が改善傾向にある一



方で、早期離職率や若年者の非正規雇用比率においては、依然として高い水準で推移するなど、総じて厳しい状況が続いています。

### 【取組の方向性】

・青少年の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図るとともに、職場定着等の取組を推進します。

## 4 子どもの貧困

### 【現状・課題】

「国民生活基礎調査」では、相対的貧困率（年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合）は、平成30年は15.4%であり、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの貧困率も13.5%と、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準を下回る環境で暮らしているとされており、子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率も48.1%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

こうした背景から、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同法に基づき、同年11月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「貧困対策大綱」という。）において、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向けて、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくという基本的な考え方が示されました。

また、子どもの貧困状況を示す25の指標についても見直しが行われ、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今後5年間における重点施策が盛り込まれたところではあります。

愛媛県では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず、世代を超えて貧困が連鎖することのないように、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和2年3月策定の「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、困窮度が高いひとり親家庭の保護者に対する就業支援や子どもの修学資金への貸付等の経済的支援、介護・保育等のサービスを行う家庭生活支援員の派遣等の様々な取組を進めてきましたが、子どもの貧困は実態が周囲から見えにくくなり、その実情も多様となっていることから、支援が必要な子どもや保護者に効果的に支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体、地域住民や教育現場等との連携・協力がますます重要となっています。

### 【取組の方向性】

・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で協力して解

決すべき課題として捉え、子どもの貧困問題に正面から向き合う姿勢を明確にし、令和元年度に官民共同で創設した「子どもの愛顔応援ファンド」を活用して、子育て世帯や貧困等の問題を抱える子どもを支える地域の活動を支援するなど、教育現場や市町等の関係機関との連携を強化しながら、教育、生活、保護者に対して、地域の実情に応じた、きめ細かな支援への取組を積極的に進めていきます。

## 5 ひきこもり

### 【現状・課題】

厚生労働省による「ひきこもり」の定義は、「様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」とされており、内閣府が平成27年12月に15歳～39歳の子ども・若者を対象に行った調査では、全国のひきこもりの子ども・若者（15歳～39歳）は、17.6万人が自室や家から出ておらず、趣味の時だけは外出する人を含めると約54.1万人と推計されています。

きっかけとしては、仕事や不登校に関するものが多く、相談機関の充実を始め、地域の人々が連携し見守る必要性が指摘されています。（内閣府：「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」）

また、平成30年度に実施した「愛媛県ひきこもり等に関する実態調査」では、ひきこもりの状態にある人は約1千人で、40代が最も多く、10代～30代は3割強となっており、きっかけとしては、不登校が多くを占めていました。

なお、行政機関など何らかの支援を受けていると回答した人は、17.6%と少数の状況となっています。

本県では、平成23年4月から、心と体の健康センター内の「ひきこもり相談室」において、専門相談窓口として、当事者やその家族からの電話・窓口相談に応じており、平成23年度から令和2年度までの新規来所相談では、平成24年を除いて20代の相談が一番多い傾向が続いています。

今後とも、ひきこもりの長期化を防ぐためにも、早期に相談につなぎ、必要に応じた支援を行うことが重要であり、対象者が抱える「生活困窮者の問題」など、様々な課題に対応していく必要があります。

### 【取組の方向性】

- ・対象者の早期発見・早期支援につなげるための人材育成を進めます。
- ・心と体の健康センターで、ひきこもりデイケアの実施や家族支援を目的とした家族教室、支援者の理解を深めるための研修会の実施など、保健所とともに精神保健に関する相談に応じていきます。
- ・相談内容に応じ、各関係機関と連携を図り、支援ネットワークが広がるよう取り組んでいきます。

## 6 インターネット上の違法・有害環境

### 【現状・課題】

県教育委員会が行った調査（公立小中学校は令和3年1月調査、高等学校は令和2年度調査）によると、児童生徒の携帯電話又はスマートフォンの所持率は、学年が上がるとともに上昇し、小学6年生で53.2%、中学3年生で76.6%、高校生においては98.7%となっており、スマートフォンの普及が顕著となっています。

「被害を受けた経験の有無」についても、学年が上がるとともに上昇しており、知らない人からメールや電話があった経験は、小学6年生で7.6%、中学3年生で22.3%となり、インターネットで知り合った人と実際に会った経験では、小学6年生で0.8%、中学3年生で2.1%となっています。

フィルタリングの利用率では、小学6年生で22.1%、中学3年生で34.7%、高校生では63.7%に止まっており、保護者への啓発及び理解、協力が得られるよう取り組むとともに、インターネットの安全な利用について、子どもが使用する早い段階からの啓発が必要となっています。

また、愛媛県警察本部が公表（令和3年3月）したインターネット利用に起因する犯罪被害等の実態では、SNSに起因する事犯の被害児童数は、全国の数値は前年から12.6%減少しましたが、県内では増加傾向にあります。なお、令和2年の被害児童数は、全国で1,819人、県内は21人で、学識別にみると全国で9割、県内でも7割を中・高校生が占めています。

### 【取組の方向性】

- ・インターネット上の有害環境から青少年を保護する対策に取り組みます。
- ・発達段階に応じ、青少年自身がSNSに起因するものを含む犯罪等から自らの安全を守るための教育や、教育の情報化に伴う情報教育等を推進します。

以上、県内の子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性を記載しましたが、本章以外にも児童虐待や発達障がい、自殺、性被害等深刻な問題は少なくありません。令和3年4月に新たに策定された国の「子供・若者育成支援推進大綱」においても、これらの要因が相互に影響し合い、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることなどが指摘されています。

## 第Ⅲ章 基本方針

県では、第六次愛媛県長期計画において、「愛のくに愛(え)顔(がお)あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、前向きな気持ちと思いやりの心が結集した「愛(え)顔(がお)」の輪を、県内一円に力強く、大きく広がっていく、愛媛ならではの幸せのかたちを県民の皆さんと一緒に創っていくことを目指しております。

明日の愛媛を担う子ども・若者が、心身ともに健全に成長することは、県民すべての願いであり、そのためには、子ども・若者が自立した個人として自己を確立し、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けるとともに、他者との関りを通じて社会に参画できるよう、支援していく必要があります。

一方で、子ども・若者が持つ能力や可能性、抱えている困難の程度は様々であることから、一人一人の置かれた状況や発達段階に配慮し、きめ細やかな支援を行っていくことも重要になっています。

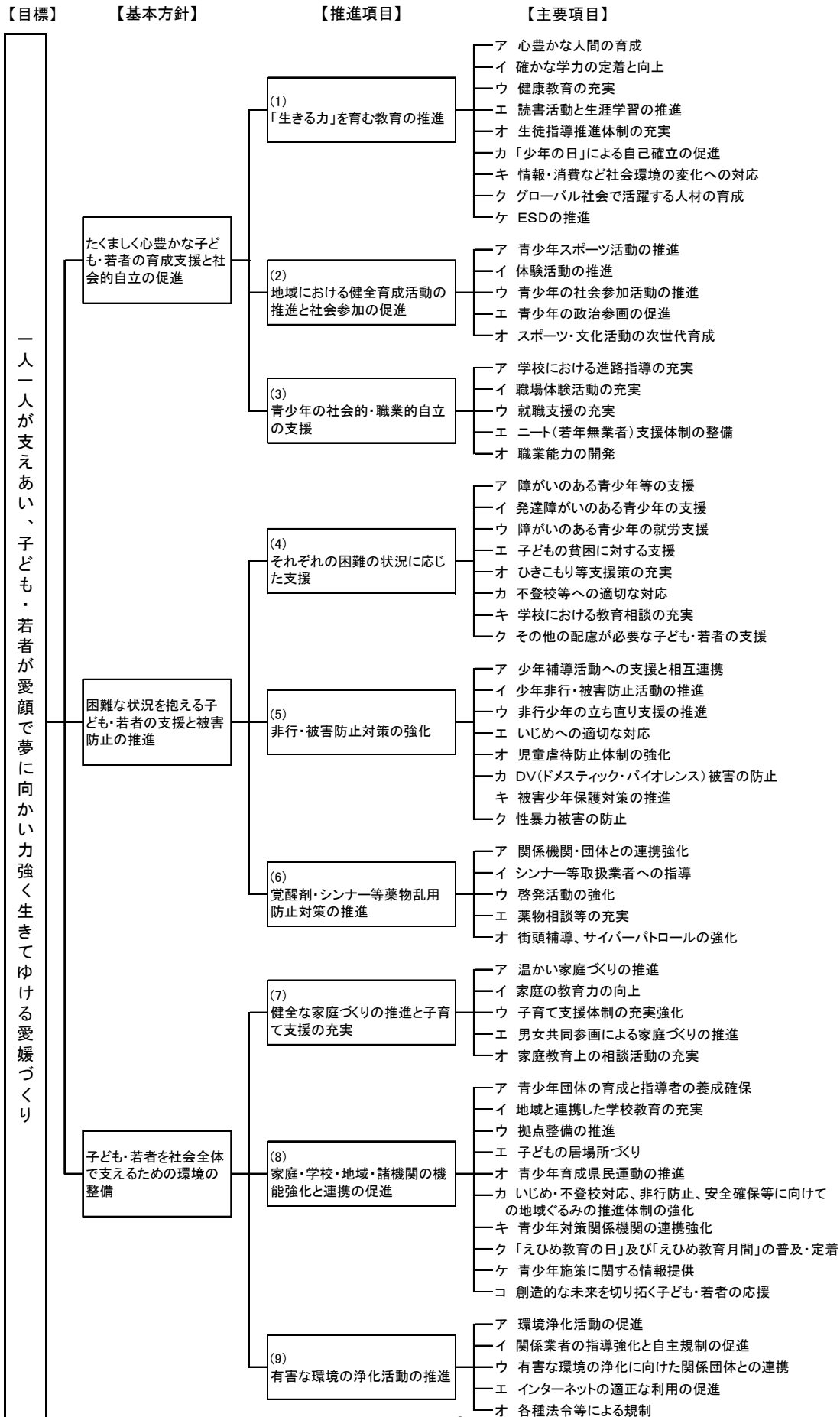
さらに、子ども・若者の育成支援においては、家庭を中心として、行政、学校、地域、事業者、諸機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して取り組むべき課題であり、支援が適切に行われるよう人材の養成や資質の向上を図り、社会全体で支えるための環境の整備を行う必要があります。

このようなことから、愛媛県では、

- たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進
- 困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進
- 子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備

を基本方針に、子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、健やかな成長と自立に向けた総合的な施策を地域ぐるみで推進します。

# えひめ子ども・若者育成ビジョン体系図



## 第IV章 具体的施策の推進

### たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進

#### (1) 「生きる力」を育む教育の推進

##### ア 心豊かな人間の育成

- これからの変化の激しい社会を担う子どもたちには、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性等、「生きる力」が必要です。
- そこで、児童生徒が自己を確立し、社会の能動的形成者となるよう、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ります。
- 先人の業績等を学び、郷土を愛する態度、よりよく生きる喜びなどの道徳的価値の自覚を深める道徳教育や、実生活の課題を探究・解決する総合的な学習の時間の充実に努めるとともに、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、子育て体験活動などの体験活動を通して、豊かな心や社会性、人間関係形成能力を育成するなど、児童生徒の心の教育の充実に努めます。
- 児童生徒一人一人に応じた指導の工夫や特別活動の活性化を図ることにより、個性を伸ばし、創造性を育て、豊かな感性や情操をもった児童生徒の育成に努めます。

##### イ 確かな学力の定着と向上

- 「第3期愛媛県学力向上推進3か年計画」に基づき、愛媛で学ぶ全ての子どもたちにこれからの新しい時代に求められる資質・能力を育成していきます。
- 「えひめICT学習支援システム」の開発・運用を通して、テストをCBT化するなど、愛媛教育のデジタル化を推進するとともに、これまで効果の大きかった学力向上施策を継続実施することで、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。
- 中学生の英語力の向上などの課題克服に努めます。
- 少人数学級の実施により、子どもの反応や理解度に応じた指導、障がいのある子どもなど教育的ニーズに応じた指導、協働学習等の学習活動・機会の充実を通じた学力・学習面の育成に努めます。
- 高等学校においては、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を、適宜設けます。また、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立します。
- 障がいのある児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進し、一人一人の学習上の困難を改善・克服できるよう、個に応じた指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。
- 多様な研修の確保に努め、教師の自己研修を奨励するとともに、授業評価システムを活用した適切な授業評価の実施や新学習指導要領に対応した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する中で、教師の実践的指導力の向上を図ります。
- 学校評価の充実を図り、特色ある開かれた学校づくりに取り組むとともに、家庭・地域との連携を推進し、児童生徒のよりよい学習習慣、生活習慣の定着に努めます。

- 児童・生徒の科学技術、理科・算数・数学への興味・関心を高め、主体的な学びを深化・発展させ、「将来の夢」「科学を楽しむ心」を育成するとともに、将来の優れた科学技術人材の育成に努めます。

## ウ 健康教育の充実

- 子どもの体力の低下や「運動する子ども」と「そうでない子ども」の二極化傾向を踏まえ、「えひめ子どもの体力向上プラン」、「第2次えひめ子ども健康サポート推進計画」の取組から得た課題に基づき、学校、家庭、地域が連携して、体育・スポーツ活動を推進します。
- 運動・生活習慣の改善等についても、粘り強い指導に努めます。
- 体育の授業改善や体育の授業以外で運動する場を設定するなど、学校の教育活動全体を通して、運動の日常化と豊かな人間性の育成に努めます。
- 栄養教諭を中核とした食育の充実をはじめ、地域の専門家や関係機関等と連携した健康教育を一層推進します。
- 学校教育の場において、未成年の喫煙防止等に関する教育を継続するとともに、家庭や地域を巻き込んだ包括的な教育を推進します。
- 性に関する教育、薬物乱用防止教育、安全教育に取り組み、生涯を通じ健康で明るい生活を営むための基礎づくりに努めます。

## エ 読書活動と生涯学習の推進

- 子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができるよう、朝の読書活動の実施など、読書活動の推進に努めます。
- 学校図書館においては、子どもの自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」や学習活動を支援したり授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」、情報ニーズに対応したり情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能の充実に努めるとともに、司書教諭の配置促進を図り、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行います。
- 県立図書館においては、関係機関との連携・協力を深め、子どもへの読み聞かせや地域の指導者の養成等を推進するとともに、子どもの読書に関する情報の収集・発信、子どもの読書活動の推進に関わる団体・関係者の育成など、子ども読書活動の推進支援センターとしての機能の充実に努めます。
- 県立図書館を始めとする地域の図書館と学校図書館の連携を更に深め、調べ学習用の図書・資料の貸出や職場体験学習に対する協力、キャリア教育への支援など、学校図書館への支援に努めます。
- 「愛媛県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境の充実を図るとともに、地域の活動リーダー、ボランティア等の養成に努めます。
- 多様な学習ニーズに対応する「生涯学習社会」を実現するため、学習機会を充実する取組や学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりの推進に取り組みます。

## オ 生徒指導推進体制の充実

- 一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくために、校内の生徒指導の方針・基準を明確に定め、年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、教職員間で共有し、一貫性のある生徒指導が推進できる体制の充実に努めます。
- 生徒指導の取組について学校評価を行い、結果を踏まえ生徒指導の取組を改

- 善し、学校における生徒指導体制の充実に努めます。
- 特にいじめや不登校への対応については、どの子どもにも、どの学校においても起こり得ることを十分に認識し、実効性ある指導体制の確立に努めるとともに、学校の安全性を確保するため、社会で許されない行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。
  - 家庭や地域との連携を密にしながら、一人一人の個性や可能性を伸ばすきめ細かい援助・指導を行い、社会的に自己実現できるような資質や態度の育成に努めます。

## カ 「少年の日」による自己確立の促進

- 県社会福祉協議会の主唱により定めた「少年の日」を通じて、社会の一員としての自覚を新たに促し、将来を見据えて志を立て、心身共に健康で自律的に行動できる生徒の育成に努めます。
- 式典や集会、記念行事などの学校行事を通して、喜びや苦労を分かち合いながら、共通の目標を達成することにより、共に協力し、信頼し合える望ましい人間関係づくりに努めます。
- 学校、家庭、地域が連携して、「少年の日」の行事に取り組み、地域を挙げての青少年の健全育成に努めます。
- 県、教育委員会及び愛媛県青少年育成協議会が連携・協力し、「少年の日」の三つの目標（自覚、立志、健康）を記載した啓発資料を中学校2年生に配付し、大人への成長の自覚を促します。

## キ 情報・消費など社会環境の変化への対応

- 児童生徒が情報の有用性や役割、情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）の必要性、情報化のもたらす影響などを認識しつつ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して、主体的に情報を収集・処理・発信できる能力の育成に努めます。
- 成年年齢引き下げに対応した消費者教育の推進により、インターネット関連のトラブルの未然防止や対処方法等をはじめ、消費者の権利と責任についての理解を促進し、消費者として主体的に判断・行動し得る能力を育成していきます。
- スマートフォンの急速な普及も相まって、インターネット利用を含むデジタルコンテンツに関する相談が子ども・若者から多く寄せられていることから、教育機関等とも連携しながら、社会生活上必要な知識や消費者トラブル時の対処方法等を習得する機会の提供に努めます。

## ク グローバル社会で活躍する人材の育成

- 言語や文化に対する理解を深めさせるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることのできる能力を養う外国語教育を推進します。
- 国等が実施する事業等を積極的に活用し、意欲と能力のある生徒に対し、海外への留学機会を付与するための支援を充実させるとともに、留学生の受入れ体制を整え、国際的に開かれた学校づくりを推進します。
- 生徒の国際交流の機会を積極的に設け、あらゆる教育活動の場を通して、国際感覚を大切にする指導を行い、国際化時代に主体的に対応できる人材の育成に努めます。
- 内閣府が行う青年国際交流事業に係る参加青年の募集等に協力することに



より、国際的視野と国際協調の精神を身に付けた次代を担うにふさわしい青少年の育成支援に努めます。

## ケ ESDの推進

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が現代社会の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動する取組を推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成に努めます。

## (2) 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進

### ア 青少年スポーツ活動の推進

- 「えひめ広域スポーツセンター」を通じて、総合型地域スポーツクラブの設立や運営について支援を行い、地域スポーツの活性化に努めます。
- 青少年の多様なニーズに応じたスポーツ活動を、競技団体、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体において、計画的・継続的に実施し、青少年の体力の向上と生涯を通してスポーツに親しむ素地を培っていきます。
- スポーツ教室、スポーツ大会、野外活動等各種スポーツ活動を通して、青少年が、健全な生活習慣を身に付けることができるよう努めます。
- 東・中・南予に障がい者地域スポーツコーディネーターを設置し、各特別支援学校の学校体育施設等を地域拠点施設として位置付け、在校生、卒業生、地域の障がい者等を対象にスポーツの体験交流会や競技会を開催し、地域の障がい者等が身近にスポーツを楽しめる場を提供します。
- ジュニア選手の海外遠征や外国選手の合宿受入など、スポーツを通じた国際交流を推進し、競技力向上や異文化理解促進を図ることにより青少年の育成に努めます。

### イ 体験活動の推進

- 少年少女が主体的に参加できる、社会体験、自然体験、交流体験など様々な体験活動を促進し、創造力、忍耐力、社会性、協調性、連帯感などを身に付けさせるとともに、自然や科学、読書、環境問題など子どもと大人が一緒に体験できる教室や講座を開催し、豊かな体験活動の推進を図ります。
- えひめ青少年ふれあいセンターにおいては、共同宿泊生活を通じたスポーツや文化活動などの体験活動を支援し、「規律・協同・友愛・奉仕の精神」を育み、心豊かで健全な青少年の育成を推進します。

### ウ 青少年の社会参加活動の推進

- 青少年に社会での役割や責任を自覚してもらうことが重要であり、学校において、勤労や奉仕・ボランティア等にかかわる体験的な学習を行うとともに、地域においても、地域行事、ボランティア活動、サークル活動等により多様な青少年の社会参加活動を推進します。
- 特に高校生を中心とした青少年の自主的・自発的ボランティア活動や健全な交流活動を官民協働で支援することにより、青少年の社会参加活動、ボランティア活動を促進していくとともに、ボランティア活動の普及・啓発に取り組みます。

### エ 青少年の政治参画の促進

- 教育基本法や学習指導要領に基づき、政治的教養の教育を充実させ、国家及

- び社会の形成者として必要な資質を養います。
- 生徒が主権者としての判断を適切に行うことができるよう、系統的、計画的な指導を実施するとともに、選挙管理委員会や議会事務局等との連携を進め、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が主権者としての権利を円滑に行使することができるよう、より実践的な教育活動を推進します。

## オ スポーツ・文化活動の次世代育成

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に培った友好国・地域との関係を継続・発展させ、代表クラス選手との交流機会を創出し、次世代アスリートの意識向上や技術力の向上に努めます。
- 国際大会や全国レベルの大会で、自らの能力を最大限発揮することができる練習環境整備や、トップアスリートの育成強化に努めます。
- 豊かな文化や優れた芸術に気軽に親しめる環境づくりに努め、文化の創造や次代への継承を支える人材の育成に努めます。

## (3) 青少年の社会的・職業的自立の支援

### ア 学校における進路指導の充実

- 生徒の人生100年時代や超スマート社会（「Society5.0」）、グローバル化、人口減少など社会構造の急速な変化に柔軟に対応できる力の向上を図るとともに、生徒が自己理解を深め、自らの能力、適性、進路希望に基づいて、将来の進路を主体的に選択し、自己実現が図れるよう、適切な援助・指導に努めます。
- 教育プログラムの充実・改善により、即戦力となる職業人の育成や上級学校卒業後の進路を見据えたキャリア教育を推進し、児童生徒一人一人の勤労観・職業観の育成を図ります。

### イ 職場体験活動の充実

- 生徒の進路意識の未成熟や勤労観、職業観の未発達などの課題の解決を図り、次代を担う若者が、希望を持って職業人生を送れるようにするため、小・中学校の段階から、職場体験などの職業教育を推進するとともに、職業選択を考える高校生に対しては、地元産業界へのインターンシップ・職場見学を実施するなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義を理解し、主体的に進路を選択・決定する態度や意志、意欲などを培っていきます。
- 望ましい職業観・勤労観を身に付けるだけでなく、働く厳しさややりがい、地域産業等のよさを感じられる5日間の職場体験学習を全公立中学校及び全県立中等教育学校前期課程で実施し、中学生のキャリア教育の充実を図ります。

### ウ 就職支援の充実

- ジョブカフェ愛work（愛媛県若年者就職支援センター）において、定住外国人の若者を含めた若年者を対象に、かかりつけのキャリアコンサルタントが職業相談や職業適性診断等に基づき、個々のケースに応じたきめ細かな支援を就職・職場定着に至るまで継続して行います。
- 県内企業のニーズに応じた人材の育成や在学中からの職業意識の醸成を図

るなど、若年者の雇用対策、人材育成を総合的に実施するとともに、新規学卒者、未就職卒業者を対象としたセミナーや会社説明会を開催するほか、就職に結びつかない若者を対象に、若者同士の仲間づくりやフィールドワーク中心の実践的研修を行い、企業が若者に求める「働く意欲と能力」(就活力)の向上に努めます。

- 地域の中小企業の魅力情報と求人情報を若者に提供するとともに、若者と企業の交流会を職業紹介と併せて実施し、マッチング機会の促進を図ります。
- (一社)えひめ若年人材育成推進機構を核として、地域社会が一体となって、「えひめ」の未来を担う若年者の育成に取り組む体制を構築するとともに、若者を取り巻く経済団体、教育機関、保護者団体、企業、NPO法人など関係者の自律的な取組を促進します。
- 県内経済団体及び事業者に対して、若年者の正規雇用の拡大等を要請し、雇用の維持・確保に努めていきます。
- 新規学卒者等向け合同会社説明会と併せて企業との交流会を開催するほか、インターンシップを促進するなど、将来の県内就職の促進を図ります。

## **エ ニート（若年無業者）支援体制の整備**

- 「ニート」と呼ばれる若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、きめ細かな個別相談やセミナー等を実施し、就職等の進路決定に導きます。
- 地域若者サポートステーションを中心に、ジョブカフェ愛workやハローワークなどの就職支援機関、職業訓練機関、教育機関、保健・福祉機関等の関係機関が互いの強み（専門性）を理解し、支援のネットワーク化を形成して対応します。

## **オ 職業能力の開発**

- ものづくりや高度な技能の魅力を若い世代に発信するため、学校や地域における「ものづくり」体験教室や技能振興イベントを開催するとともに、技能検定等の受検促進や熟練技能者等による指導を行います。
- 令和3年8月に愛媛県で開催される「若年者ものづくり競技大会」の周知を図るとともに、参加選手の技能向上を図るための選手強化事業を実施し、若年技能者の育成及び技能尊重機運の醸成を図ります。
- 学卒者向け公共職業訓練では、産業界のニーズに柔軟に対応した内容の充実を図ります。
- 企業等が自ら若年労働者等に行う職業訓練を支援します。

## 困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進

### (4) それぞれの困難な状況に応じた支援

#### ア 障がいのある青少年等の支援

- 障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、福祉総合支援センター等による相談指導や子ども療育センター等を活用した療育指導、機能回復訓練などサービスの充実を図り、将来の自立に向け、関係機関との連携を図ります。
- 医療的ケア児の支援について、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携推進を図るための協議会や専門部会を開催するとともに、医療的ケア児の支援者やコーディネーターを養成する研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らせるよう支援体制を整備します。
- 障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談体制の整備や人材の育成など支援体制の充実を図るとともに、作品展などの発表の機会を確保し、障がい者の芸術文化活動を推進します。
- 広域特別支援連携協議会の開催を通じて、教育、福祉、医療等の関係機関のネットワーク形成による円滑な連携協力を図り、広域的見地から特別支援教育を推進します。
- 各学校においては、特別支援教育の理念を踏まえ、特別な支援が必要な児童生徒等の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用等、特別支援教育を推進するための体制を整備し、支援の充実を図ります。
- 市町教育委員会には、県教育委員会や各学校の取組を踏まえ、障がいの早期発見・早期支援、就学相談の充実を図るとともに、関係機関等で構成する特別支援連携協議会を設置し、特別支援教育を総合的に推進することが望まれます。
- しげのぶ特別支援学校をはじめ、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍する特別支援学校に看護師を適切に配置するとともに、特別支援学校教員がたん吸引等の実施のための研修を受講し、看護師と教員との連携による医療的ケアの実施体制を整備します。
- しげのぶ、みなら、今治、宇和の特別支援学校においては、障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、訪問教育による支援を行います。
- 病弱・身体虚弱のある児童生徒を対象として、小・中学校に特別支援学級を設置する他、県下4箇所の病院には院内学級を設置し、支援に努めます。

#### イ 発達障がいのある青少年の支援

- 発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児（者）や家族等に対する助言等を行うとともに、関係機関の連携強化、地域における広域的なネットワークの確立等支援体制の整備を図ります。
- 専門的知識を有する学識経験者や教員等によって組織している特別支援教育専門家チーム委員や調査員を小・中学校等へ派遣し、発達障がいのある児童生徒等に対する適切な支援の充実を図ります。

- 県立特別支援学校では、専門的な知識・技能を有する教員が、小・中学校等からの要請に応じ、教育相談や研修への講師派遣などを通して、障がいのある児童生徒への教育に関する助言・援助等を行う「特別支援学校センター的機能」の充実に努めます。

## ウ 障がいのある青少年の就労支援

- 企業、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施するとともに、各産業技術専門校に就労支援を担当するスタッフを配置することにより、障がいのある青少年の就職及び職場定着を支援します。
- 県立特別支援学校において、早期から家庭及び地域や福祉・労働等を所管する関係機関との連携を図り、キャリア教育を推進します。
- 事業所等における就業体験の機会を積極的に設けるほか、特別支援学校技能検定を充実させることにより、児童生徒等の好ましい勤労観・職業観を育てるとともに、進路先の拡大を図ります。
- 県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置し、特別支援学校生徒及び県立高等学校等に在籍する障がいのある生徒の就労支援の充実に努めます。
- 法定雇用義務のない事業主が障がい者雇用を拡大した場合の税制上の優遇措置をはじめ、障がい者雇用優良事業所の顕彰制度や職場実習・見学・就労先の企業開拓の強化など、愛媛労働局等関係機関と連携し、県内企業等における障がい者雇用の促進を図ります。
- 就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を要する障がい者に対して、県指定の「障害者就業・生活支援センター」を主体として、関係機関と連携しながら、身近な地域において必要な指導、助言等の支援を行います。
- 障がいのある学生を対象に「合同就職説明会」を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を増やし、学生の就業意欲の醸成を図ります。
- 障がいの状態等により、一般就労が困難な人の働く機会を確保するため、就労継続支援事業等の充実に努めるとともに、事業所利用者の就業意欲の向上や工賃の向上を図ります。

## エ 子どもの貧困に対する支援

- 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に盛り込んだ「子どもの貧困対策計画」に基づく取組について、各担当部局が必要に応じて連携を図りながら推進します。
- 全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路の実現や確かな学力の育成を支えること、経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることがないように、学習環境の整備や進学の実支援に取り組んでいきます。
- 貧困世帯に属する子どもたちが地域社会からの孤立などにより、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、相談事業や交流事業の充実に努めます。
- 保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上を図るため、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援等、保護者の置かれている状況に応じた細やかな支援を行います。
- 世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活基盤を支えます。
- 特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯など住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

を図ります。

## オ ひきこもり等支援策の充実

- ひきこもりの問題は、本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等の状況が複雑に絡み合っており、その対応の難しさから本人や家族の労苦が長期間に及ぶなど、近年、深刻な社会問題となっていることから、ひきこもり支援の充実を図るため、各機関の支援者を対象に資質向上のための研修を実施します。
- 本人や家族のニーズに沿った適切な支援を提供するために、精神保健福祉分野をはじめ、児童福祉や労働、教育等の各分野が連携した「ひきこもり対策連絡協議会」を中心に支援情報の集約や共有を図るとともに、より身近な市町において、ひきこもりに関する相談が受けられるよう、各保健所及び心と体の健康センター（ひきこもり相談室）が市町と連携し、相談窓口整備等に対する技術的支援を行います。
- 心と体の健康センター（ひきこもり相談室）では、ひきこもりに関する専門相談窓口として、支援対象者の状況に応じた支援機関の紹介や各種支援情報の提供を行うほか、必要に応じて保健所等と連携しながら、回復に向けた支援を行います。

## カ 不登校等への適切な対応

- 不登校を未然に防止するため、不登校が特別な状況下で起こるのではなく、どの児童生徒にも起こり得ることを理解し、社会的自立に向けて、自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援を行います。
- 入学・進級など成長の節目においては、学校や学年の移行が円滑に進むよう細やかな配慮を行い、全ての児童生徒にとって、居場所があり、楽しく通える魅力ある学校づくりに努めます。
- 不登校から中途退学になるケースも多いことから、高等学校においては、中学校と連携して十分な学校説明と体験入学等を行い、高等学校での不適応を事前に防止するよう努めます。
- 入学後は教育相談活動を充実させ、生徒一人一人が孤立し、孤独に陥らないように、日頃から生徒の悩みを聞く体制を構築していきます。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る困難を抱える児童生徒が、自分らしく生きることのできる社会を築いていくために、正しい理解や認識を深める取組の充実に努めます。

## キ 学校における教育相談の充実

- 児童生徒やその家族が抱える身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績、部活動、将来の進路、家庭生活、さらにはSNS等を介したいじめやトラブルなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の一層の充実に努め、種々の悩みの解決や生き方についての援助を行います。
- 教員に対し、カウンセリング等の研修を充実し、教育相談の能力向上を図ります。
- 児童生徒一人一人をより深く理解し、それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、自己理解を深めさせることにより、児童生徒の健全な心身の育成に努めます。

## ク その他の配慮が必要な子ども・若者の支援

- 小児慢性特定疾病児童等及び難病患者については、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行い適切な医療の確保を図ります。
- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、当該児童やその家族への相談支援等を実施します。
- 小児がん・AYA世代のがんは、多種多様ながん種を含み、幼児期・小児期・思春期・若年成人といった特徴あるライフステージで発症することにより、治療だけでなく、就学、就労、婚姻等の社会的な課題のほか、生殖機能への影響など、個々のがん患者及び家族等の状況に応じ、様々な専門的対応が必要とされます。このため、医療提供・相談支援、治療後の長期フォローアップ体制等、関係機関の連携の下で幅広く支援の充実を図ります。
- いわゆるヤングケアラーの問題に対応するため、福祉や介護、教育等の関係機関の問題意識の喚起を図るとともに、子どもの状況や求めている支援を適切に把握した上で、課題解決に向けた支援の内容を検討し、必要な取組を推進します。また、教職員については、啓発資料作成や研修会等を通じてヤングケアラーについての認識を深め、問題意識を喚起し、児童生徒の状況に応じた支援につなげます。
- 外国人技能実習制度の趣旨や労働関係法令の順守に関する啓発活動を支援することで、外国人技能実習の適正化に取り組むほか、外国人材雇用・共生推進連絡協議会を開催し、外国人労働者の適正、厳格な受入れに向けて関係機関との情報共有を図ります。
- 愛媛県国際交流センター内に設置している「愛媛県外国人相談ワンストップセンター」において、在県外国人に対する生活全般の情報提供や相談業務を実施するなど、生活者としての在県外国人の支援を行います。

## (5) 非行・被害防止対策の強化

### ア 少年補導活動への支援と相互連携

- 多様化、広域化する少年非行の実態や少年の特性についての理解を深めるとともに、補導活動に必要な知識・技能の習得など資質の向上を図り、支援体制の充実に努めます。
- 市町が設置する少年補導センターの運営や少年相談・補導活動等を支援し、相互に連携した補導活動を推進していきます。

### イ 少年非行・被害防止活動の推進

- 街頭補導・少年相談などのあらゆる機会を通じて、非行少年等の早期発見や対応、被害少年の保護育成に努め、少年を守り・育てる総合的な対策を推進します。
- 非行防止教室等を学校で開催し、社会規範を守ることの大切さなどを教え、児童生徒の正義感、自己抑制力等を養うとともに、犯罪に巻き込まれないための能力を育成し、非行・被害防止対策の推進に努めます。
- 愛媛県非行防止対策協議会等の関係機関・団体、業者との連携を強化し、少年の深夜はいかい、喫煙等の問題行動はもとより、刃物、薬物、性非行等、非行情勢の推移に的確に対応した対策を推進します。
- 少年非行防止活動を強化するため、7月の「青少年の非行・被害防止全国強

調月間」にあわせた県民大会を開催する等、関係機関・団体をはじめ、家庭・学校・地域などの連携を強化します。

## ウ 非行少年の立ち直り支援の推進

- 各警察署及び警察本部において、少年や保護者からの相談に応じて、非行少年に夢や希望を与え、社会性の確立や規範意識の啓発を図るなど、少年の立ち直りを図るための効果的な活動を推進します。
- 学校・家庭・地域で適応できない児童や環境上の理由により生活指導等を要する児童の自立支援のため、県立えひめ学園において、社会性を確立し、規範意識を養うなど、児童の心身の健全な育成に向けた取組みを推進します。
- 愛媛県更生保護女性連盟をはじめとする更生保護団体等が実施する非行防止活動や非行少年の立ち直り支援活動に対して、休眠預金等活用制度など各種助成制度等の情報提供も行うなど、その活動を促進します。
- 愛媛県再犯防止推進会議の刑事司法関係機関や団体等との連携を強化し、非行少年が孤立することなく、必要な支援を円滑に受けることができるネットワークの構築やオンラインによる研修会の実施など、地域の支援機関職員・民間協力者の知識、対応力の向上に努めます。

## エ いじめへの適切な対応

- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめを絶対に許さないとの強い姿勢で、いじめの根絶に向けて、学校・家庭・地域・関係諸機関が連携した組織的な取組を推進し、迅速かつ適切な対応に努めるとともに、いじめの未然防止につながる社会性の育成やSNSでの誹謗中傷等を含むネット上のいじめ対策に取り組めます。

## オ 児童虐待防止体制の強化

- 児童虐待の個々の事案に応じて、タイミングを失することなく、発生予防からアフターケアまで、切れ目なく子どもの最善の利益を重視しながら適切に対応するため、国の配置基準に基づき児童相談所に配置する児童福祉司や心理判定員等の専門職を増員し、相談援助活動を行います。
- 児童相談所ごとの地域連絡会や夜間・休日相談体制の実施、弁護士・精神科医・社会福祉士・カウンセラーなどの協力を得て、ペアレント・トレーニングやカウンセリング等の実施による親子関係の改善や家族再統合の取組強化を行い、児童相談所による支援体制の充実強化に努めます。
- より重篤なケースに適切に対応できるよう、一時保護等における介入的対応を行う職員や保護者に対する支援を行う職員を分化するなど、児童相談所の機能強化を図ります。
- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動支援や児童問題の市町相談窓口の専門性向上のための研修を実施するほか、市町における虐待の発生予防への取組を支援します。
- 市町による乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進します。
- 家族と離れて暮らす子どもが、家庭的な温もりを感じられる養育環境を確保するため、令和2年3月策定の「愛媛県社会的養育推進計画」に基づき、永続的な解決策である特別養子縁組を検討するとともに、里親やファミリーホーム、施設、市町等の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定ができる体制整備に努めます。



- 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部改正(令和2年4月施行)により、子どもへの体罰禁止が規定されたことから、体罰等によらない子育てについて一層の周知・啓発に取り組みます。
- 11月の児童虐待防止推進月間を中心に オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に向けた普及啓発に努め、社会全体での児童虐待を防止する機運を高めます。
- 国において、児童虐待事案でのAIを活用した全国統一ツールの開発を進めるとされていることから、国の動向も踏まえ、児童相談所でのAI技術の活用について対応を検討します。
- 警察官の身分を持つ児童対策専門官を福祉総合支援センターに常勤配置して、警察との情報共有や連携を一層高め、児童虐待事案等の早期発見と適切な対応につなげます。

## カ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止

- 若い世代の交際相手からの暴力である「デートDV」について、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対し、DVに対する正しい認識と男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供するため、大学生、短期大学生、専修学校生、高校生等を対象としたデートDV防止啓発講座や中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修を開催します。
- 若い世代が身近で安心して交際相手からの暴力について相談できるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。
- 配偶者に対する暴力（DV）が児童虐待に当たる可能性もあることから、教育関係者、放課後児童支援員、保育士等に対し、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について研修を通じて周知徹底を図るよう、市町、市町教育委員会及び関係機関へ協力を要請します。
- 福祉総合支援センター、東予及び南予子ども・女性支援センターでは、DV被害者の同伴児童に対し、通所や訪問により児童の状況に応じた適切な対応に努めます。
- 各市町及び各市町の要保護児童対策地域協議会において、DVによる児童虐待について、早期発見と再発防止、必要に応じた母子保健サービスや子育て支援サービス等による援助が行えるように情報を共有し、一層の連携に努めます。

## キ 被害少年保護対策の推進

- 被害少年サポート活動の推進のため、被害少年の発見に努めるとともに、少年サポーター等と連携した被害少年の保護活動を推進します。
- 少年サポートセンター分室（愛称：ひめさぼ）の周知を図るとともに、少年心理専門員及びカウンセリングアドバイザー等の効果的な活用により、被害少年に対する相談、カウンセリング活動を推進します。
- 相談、カウンセリングに当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、必要に応じて臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなど、被害少年の特性に配慮した支援を推進します。

## ク 性暴力被害の防止

- 性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の安全の確保と再被害の防止を図るとともに、被

- 害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復と被害の潜在化防止を図ります。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」がワンストップの相談窓口として機能するため、関係機関・団体で構成する連携機関会議を開催し、被害者に軸をおいた支援に努めます。
  - 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、切れ目のない被害者支援の確立を図るとともに、加害者にも被害者にも傍観者にもならないための啓発活動の強化に努めます。
  - 若い世代等が身近で安心して相談できるよう、センターの広報・周知を図ります。

## (6) 覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進

### ア 関係機関・団体との連携強化

- 関係機関や団体で構成する連絡会議を開催し、対策方針の協議・情報の交換を図り連携の強化に努めます。

### イ シンナー等取扱業者等への指導

- シンナー等有機溶剤取扱業者に対し、乱用のおそれがある青少年への販売自粛や盗難の防止、対面販売の実施、販売先名簿の記帳等についての指導を行います。
- 危険ドラッグに含まれる成分のうち、県内で乱用されるおそれがある物を知事指定薬物に指定し、製造、販売等の規制を行い、危険ドラッグ販売店へは商品の販売中止等について指導、取締りを行います。

### ウ 啓発活動の強化

- 愛媛県薬物乱用防止指導員協議会及び 地区協議会による組織的な啓発活動を充実強化し、地域に根ざした薬物乱用の未然防止と意識啓発を図るとともに、「薬と健康の週間」等の関連行事を利用して乱用防止啓発活動を行います。
- 警察等関係機関と連携し、小・中・高校生に対する薬物乱用防止教室を各学校で開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、保健学習や特別活動等を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実を図ります。
- 青少年による薬物乱用の根絶を図るため、高校生、大学生に対する薬物乱用防止啓発活動を強化します。
- 危険ドラッグの危険性等を一般県民に周知するため、啓発活動を行います。

### エ 薬物相談等の充実

- 県下6保健所と心と体の健康センターにおいて、広く一般県民や薬物依存者及びその家族等からの薬物関連等相談に対応するとともに、薬物依存者等の社会復帰の支援と再乱用の防止を推進し、薬物乱用防止の徹底を図ります。
- 県薬務衛生課及び保健所に危険ドラッグ相談窓口を常時開設し、危険ドラッグに関する相談、情報提供等を受け付けます。
- 心と体の健康センターは、依存症相談拠点として、回復支援プログラムを実施し、薬物等の依存症者の社会復帰を支援します。
- 薬物依存症における治療拠点及び専門医療機関を選定し、診療体制の充実・強化を図ります。
- 民間団体の活動に対する支援を行い、薬物依存症者の回復に向けた支援の充

実を図ります。

### **オ 街頭補導、サイバーパトロールの強化**

- 薬物乱用少年の早期発見や乱用防止のため、街頭での補導活動やサイバー空間におけるパトロールを強化します。

## 子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備

### (7) 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実

#### ア 温かい家庭づくりの推進

- 「家族の日」、「家族の週間」を中心として、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する県民の理解を深め、家族の強い信頼関係を基盤にした家族同士のふれあいのある温かい家庭づくりを一層推進するため、関係団体等と幅広く連携・協力し、体罰等によらない子育てや家族、地域の大切さについて、積極的な広報・啓発などに取り組みます。

#### イ 家庭の教育力の向上

- 家庭が、子どもの基本的な倫理観や生活習慣、自制心、自立心などを培う重要な責任主体であることについて、県民の理解促進を図ります。
- 子育て学習会や家庭教育講座等の全県展開に努め、県下各地において、家庭教育・子育てに悩む保護者への相談対応や学習機会の提供、啓発活動を通じ、地域における家庭教育支援の基盤づくりの推進に努めます。
- 愛媛県青少年育成協議会が主唱する「家族が集い、家庭生活」について率直に話し合い、見直すことにより、家庭内の愛情と信頼で結ばれた温かい人間関係を育む「家族の日」運動の推進に取り組みます。

#### ウ 子育て支援体制の充実強化

- 核家族化や都市化の進行等により、家庭や地域の子育て力は低下しているといわれていることから、子育て家庭が地域に支えられていることを実感し、安心して子どもを生き育てることができるよう、市町・企業・地域団体・地域住民等が一体となって、地域社会全体で子育てを支援していく体制づくりを計画的に進めていきます。
- 「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、地域子ども・子育て支援事業（延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなど）への対応や保育所等の関係者が参加する研修機会を充実させ、保育士等の資質・専門性の向上を図るとともに、認定こども園の設置を促進し、教育と保育それぞれの特徴を活かしたサービスの提供に努めます。
- 女性の就労の増大などによる昼間保護者のいない家庭の放課後児童に対する健全育成施策の充実を図るため、総合的な放課後児童対策を推進し、放課後児童クラブの拡充やサービスの質の向上を図るなど、昼間保護者のいない児童に対する安心・安全な放課後の生活の場の提供に取り組みます。
- 子どもや子育て家庭の視点に立ち、子育て家庭が安心して子育てができるよう、相互交流や相談の場となる「地域子育て支援拠点」の設置を促進し、地域の支え合いや子育て力の向上に努めます。
- NPO法人と協働し、子育て支援情報のより一層の充実と利便性の向上を図り、子育て家庭が気軽に外出できる環境づくりを推進します。
- 経済的に厳しい状況に置かれている割合の高いひとり親の下で養育監護される子どもたちの貧困が深刻となっていることから、生活の安定や子どもの健全な成長に資する子育て・生活支援や総合的な就業支援体制の充実に努めるとともに、児童扶養手当等の経済的支援や児童養育等に関する相談・支

援体制を推進していきます。

- 生活保護受給者の子どもに対し、学校等と連携し、日常的な生活習慣を身につけるための生活指導、進路指導、不登校解消等や受給者の就労による経済的自立の支援を行います。
- ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、家族との充実した時間を持つことができるよう、テレワークの推進など企業における働き方の見直しを進めるとともに、仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境の整備を促進するための労使の意識改革や企業の主体的な取組を支援していきます。
- 将来医師として県内で地域医療に従事しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することで小児科・産科等の医師確保を図ります。また、看護職員については、人材確保と質の向上のために、「養成」「職場定着」「離職防止」「復職支援」に取り組めます。

## **エ 男女共同参画による家庭づくりの推進**

- 男女が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮する社会—男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画による家庭づくりを推進します。
- 父親の家庭参画を図るため、県民の意識啓発に努めていきます。
- 地域における男女共同参画を推進するため、PTA等地域のリーダーによる地域課題の解決に向けたミーティングを実施します。

## **オ 家庭教育上の相談活動の充実**

- 家庭教育上の諸問題の解決を図り、家庭の教育力の強化を支援するため、相談活動の充実に努めます。

## **(8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進**

### **ア 青少年団体の育成と指導者の養成確保**

- 青少年教育団体を育成し、自主的活動を支援するとともに、研修会・講習会等の充実に努めながら、指導員の養成と資質の向上を図り、指導者活動の一層の活性化を図っていきます。
- 児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成に努めます。

### **イ 地域と連携した学校教育の充実**

- 地域のスポーツ指導者を学校に配置し、運動部活動及び授業の充実と教員の資質の向上に努めます。
- 地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。

### **ウ 拠点整備の推進**

- 地域住民の関係が希薄化した都市部等では、子どもたちの遊び場が失われつつあることから、えひめこどもの城の遊びの体験機能や県内児童館等のセンター的機能、研究・養成機能を総合的に活用するとともに、えひめこどもの城を多角的に運営し、児童厚生施設としての機能強化に努めます。
- 市町と連携し、健全育成の拠点施設である各地域の児童館・児童センターの運営を支援し、児童館活動の一層の充実を図ります。

## エ 子どもの居場所づくり

- 放課後や週末に、希望する全ての子どもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。
- 地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成や放課後児童クラブの運営、児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。
- 子ども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。

## オ 青少年育成県民運動の推進

- 家庭、学校、地域社会が密接に連携し、県民総ぐるみによる青少年健全育成活動を展開するため、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせた啓発活動を重点的に実施するとともに、青少年関係団体で構成する愛媛県青少年育成協議会と市町民会議が開催する「青少年健全育成推進大会」を支援し、青少年健全育成活動に対する県民の理解を深めていきます。
- 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を県、県教育委員会、警察、県青少年育成協議会が共催し、青少年の非行・被害防止と健全育成への県民意識の高揚を図ります。
- 県、県教育委員会、県青少年育成協議会等が共催する「愛媛の未来をひらく少年の主張大会」において、作文発表を通じて、未来を担う少年に、社会の一員としての自覚と行動を促すとともに、少年の健全育成に対する一般の理解と関心を深めていきます。
- あらゆる機会を捉え、関係団体・機関やNPO、ボランティアグループ等と連携を密にした啓発活動、実践活動を展開し、地域住民総ぐるみの健全育成活動、非行・被害防止活動を推進していきます。

## カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体制の強化

- インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。
- 近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。
- 学校と警察等が連携し、非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、社会のルールを守ることや自分の行動に責任を持つことを教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。
- 民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカーを配置するなど連携強化に努めます。

- 思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。
- 若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。
- 学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。
- 24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。
- 「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。

## キ 青少年対策関係機関の連携強化

- 県庁に青少年対策本部を、地方局に地方青少年対策班を設置する等、関係機関・団体との連携を強化し、県内の青少年の現状を把握し、青少年対策を効果的に推進していきます。
- 県民と市町に“より近い”地方局に設置している地方青少年対策班については、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者地域協議会」として位置付け、県の地方機関、教育事務所、地元警察署、相談機関等での構成に加え、国や市町の関係機関等にも参加・協力を求め、地域における青少年の非行の現状や対応すべき課題の共有、情報交換を行うとともに、各機関の連携のあり方などを協議し、同法の「子ども・若者育成支援に関連する関係機関が連携し適切な支援を行う」との趣旨を踏まえた施策を推進していきます。

## ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着

- 教育に対する県民の理解と関心を深め、学校や家庭、地域住民、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、そして行動する機運を醸成するため、県内教育関係団体、県教育委員会、市町教育委員会等で組織する「えひめ教育の日」推進会議を中心に、11月1日の「えひめ教育の日」及び11月の「えひめ教育月間」に合わせた普及・啓発活動や関連事業を実施します。

## ケ 青少年施策に関する情報提供

- 青少年に関わる各種啓発を推進するため、関係機関・団体等と連携・協力し、パンフレットや機関誌の発行を行うとともに、インターネットを活用して、各種大会等の開催や支援情報・相談機関の周知など、必要な情報が適確に青少年や保護者の手元に届くよう情報の提供に努めます。

## コ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

- これから創業する方や創業後5年未満の事業者向けの融資制度を設けるなど、若者の創業を支援します。
- 愛媛ふるさと暮らし応援センターや移住コンシェルジュを設置し、大都市

- 圏での移住フェア開催など移住相談機会を確保し、本県への就職・就農・起業支援情報の提供等を行い、若者のUIターン移住の促進を図ります。
- 県移住サイト「えひめ移住ネット」などデジタル媒体・技術を活用し、若者ニーズに対応した愛媛暮らしの魅力発信や情報提供を行うほか、移住への不安解消を図る移住体験機会の提供に努めます。
  - テレワークなど本県への転職なき移住が可能となるよう、受入態勢を整え、若者の多様な働き方に対応した環境づくりを図ります。
  - 求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」を活用し、県外の移住希望者と県内企業とのマッチングを促進するとともに、市町とも連携した若者の就業・起業等による本県への移住を支援します。
  - 県内の自治体と大学等との連携を強化するため、意見交換や情報共有等を行う連絡会議を設置し、地元就職の拡大や地元自治体等と連携した取組を促進します。
  - 地域にとって貴重な人材となる地域おこし協力隊の誘致を市町と一体となって推進し、着任した隊員がしっかりと地域に定着できるよう受入から定着に至るまで、きめ細かな支援を行い、有能で高度な技能を持った若者の力による地域力の維持・強化を図ります。

## **(9) 有害な環境の浄化活動の推進**

### **ア 環境浄化活動の促進**

- 少年関係ボランティア等、地域ぐるみによる有害環境の実態把握及び環境浄化活動などを推進し、青少年の健全育成を図ります。

### **イ 関係業者の指導強化と自主規制の促進**

- 各種法令等に基づく規制に合わせ、関係業者への指導強化の徹底と自主規制の促進を図ります。
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書やDVD等の氾濫や、インターネット等新たなメディアでの有害情報の出現に加え、刃物類の「有害がん具類」としての顕在化など、青少年を取り巻く環境に対応するため、事業者をはじめ県民全体に対し、愛媛県青少年保護条例の一層の周知を図り、厳正に運用します。

### **ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携**

- PTAや愛護班、少年補導関係機関など、関係団体と連携を密にし、青少年をとりまく環境の浄化活動に努めます。

### **エ インターネットの適正な利用の促進**

- 急速なスマートフォン等の普及により、子ども・若者がインターネット上に蔓延する違法・有害な情報に触れる機会が増大し、子ども・若者自身がインターネットに起因する犯罪被害に遭うケースも増加する中、世界保健機関においては、ゲーム障害を新たな依存症と認定するなど、新たな問題も懸念されていることから、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、青少年を守り、安全・安心にインターネットを利用できるよう取組を進めます。
- あらゆる機会を捉えた幅広い啓発を行い、青少年をはじめ、保護者や健全育成関係者、地域住民等を対象とした県民大会や啓発講座（出前講座）等の開催、啓発資料の作成・配布等を行い、青少年を取り巻く有害情報に対す



る積極的な対策に取り組みます。

- 子どもにスマートフォンや携帯電話等を持たせる際の保護者の責任の自覚やルールづくりなどを関係機関と連携・協力して啓発するなど、安全・安心な利用を進めます。
- 愛媛県青少年保護条例において、フィルタリングサービスの利用及びフィルタリングの有効化措置を徹底するため、携帯電話販売事業者等に対しフィルタリングの説明責任の強化及び保護者にはフィルタリングを利用しない場合の申出書面の提出義務など関係者等に対して必要な措置・対策を求めます。

## **オ 各種法令等による規制**

- 出会い系サイトの利用に起因する 児童の被害を防止するため、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の効果的運用を図るとともに、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「愛媛県青少年保護条例」等各種法令の適正な運用を図ります。

## 第V章 ビジョンの推進・目標

### 1 県の推進体制

県では、愛媛県青少年対策本部を中心に、子ども・若者育成支援を実施していくとともに、市町の子ども・若者育成支援が円滑に行なえるよう、情報収集や情報提供、連絡調整をはじめとした市町への支援を積極的に行います。

また、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者支援地域協議会」として位置付け各地方局に設置している地方青少年対策班では、地域の関係機関等と協力しながら、地域の特性を踏まえた対策を推進していきます。

### 2 市町に期待されている役割

子ども・若者にとって、生活の基盤は最も身近な「地域」である市町は、地域の実情を踏まえた施策を展開していますが、「子ども・若者育成支援推進法」においては、市町として、子ども・若者育成支援に関し施策を策定し、実施する責務を有することとなっています。

今後は、子ども・若者の育成支援に向け、保育や子育て支援、母子保健、虐待防止、教育など多岐にわたる分野において、関係機関等と連携し、一層きめ細やかで、住民のニーズに直結した積極的な施策の展開が期待されています。

### 3 家庭に期待されている役割

家庭においては、しつけや日常の生活習慣など、人間形成にとって基本となる役割を担い、子ども・若者が健全に育成するための第一義的責任を有することから、自立の基盤との認識をもとにした「家庭づくり」が期待されています。

### 4 地域に期待されている役割

地域においては、子どもの居場所づくりや学校教育の支援をはじめ、ボランティアや体験活動、地域の安全対策の推進など、家庭、学校、民間団体等と連携のもと、地域社会への参加・参画を促す協働の取組が期待されています。

### 5 事業者には期待されている役割

事業者においては、行政が行う施策に協力するとともに、供給される商品やサービスが子ども・若者に有害な影響を及ぼすことがないように努めることが期待されています。

## 6 県民総ぐるみ運動の推進

青少年の健全育成にかかる県民総ぐるみ運動の推進母体として関係民間団体等で組織している愛媛県青少年育成協議会は、各種普及啓発事業をはじめとした様々な取組を進めており、県では、このような取組を支援していきます。

## 7 目標

次世代の担い手である子ども・若者が夢を持ち、力強く将来に向かって輝いて生きていくことは、愛媛の明るい未来への発展には欠かせないものであり、すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を促進していくためには、行政だけでなく家族や学校はもちろん、地域、事業者、民間団体など、県民一人一人がそれぞれの立場で役割と責任を果たし、互いに連携協力をしながら、積極的かつ主体的に子ども・若者と関わりを持ち、社会全体で支援していくことが大変重要です。

県では、「一人一人が支えあい、子ども・若者が愛(え)顔(がお)で夢に向かい力強く生きてゆける愛媛づくり」を目標とし、このビジョンの各施策の着実な実施をはじめとして、あらゆる取組を県民総ぐるみで進めていきます。